

# 文京区補助金等チェックシート

所属 子ども家庭部 幼児保育課

## 1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	私立保育所事業運営補助金							
根拠規定等	文京区私立保育所事業運営補助金交付要綱							
創設年月	平成	14	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	16年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	30	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	
見直しの内容	(1) 認可保育所への開設後賃料補助の補助基準額及び補助期間の拡充、(2) 防音等対策設備補助の対象経費及び補助基準額の拡充、(3) 認可保育所への開設前賃料補助の対象経費の拡充、(4) 小規模保育所への開設前補助の新設							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5民生費	4児童福祉費	1保育園費	8私立保育園運営補助 18千石三丁目外務省宿舍跡地保育所施設整備 19小石川運動場保育所施設整備	1私立保育園運営補助 1千石三丁目外務省宿舍跡地保育所施設整備	子05-01		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

## 2 補助金の概要

補助目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育を行う児童の在籍する保育所等が実施する保育事業に対し、補助金を交付することで利用者負担の軽減と保育サービスの向上を図り、もって児童福祉の充実に資することを目的とする。							
補助事業等の内容	(1)11時間保育事業、(2)延長保育事業、(3)一時保育事業(緊急一時保育事業を含む。)、(4)賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業、(5)保育所等賃借料補助事業、(6)保育対策総合支援事業、(7)保育所等整備交付金事業、(8)開設準備経費補助事業、(9)小規模保育支援事業、(10)子供家庭支援区市町村包括補助事業、(11)その他事業							
補助対象経費の内容	11時間保育・延長保育の運営補助、一時保育の運営補助、開設前賃借料の一部補助、開設後賃借料の一部補助、保育所整備費用(内装工事費)の一部補助、保育所整備費用(本体工事費)の一部補助、緊急通報装置の設置経費を補助、初度調弁・開設前人件費の一部補助							
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]							
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 ) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入]							
	私立保育所事業運営補助金交付要綱別表に掲げる経費について算定基礎により算出した額を、補助の時期ごとに予算の範囲内で交付する。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]							
公募の状況	対象事業者へ直接連絡							
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区 1/3	国 1/3、1/2、2/3	都 1/3、1/12、1/8、3/16、2/3、23/30、15/16、1/4、3/4、1	補助対象者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由	11時間保育・延長保育の運営補助における一部経費については区単独補助 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業等については保育所の開設を促進するため上乗せ					

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	27	30	50	51
決算(予算)額	886,780	1,256,847	1,714,154	807,912
国庫支出金	13,060	270,958	497,538	106,270
都支出金	511,318	549,768	466,784	195,963
その他	9,526	11,016	13,887	22,568
一般財源	352,876	425,105	735,945	483,111
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	全私立認可保育所40件、平成30年度開設私立認可保育所10件			

5 課題及び今後の方向性

現在は開設準備に係る補助と運営に係る補助が同一の歳出簿及び要綱となっているため、独立した歳出簿及び要綱への分割を検討する必要がある。